

認定書

国住指第82号
平成 17年 5月 18日

吉野石膏株式会社
代表取締役社長 須藤 永一郎 様

国土交通大臣 北側 一雄

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第46条第4項表1の(八)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FRM-0105

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ガラス繊維不織布入せっこう板張木造軸組耐力壁(内壁用、上下すき間仕様)

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

2.0の倍率を有する軸組と同等以上の耐力を有する軸組
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 耐力壁に用いる面材の名称
ガラス繊維不織布入せっこう板（不燃材料：認定番号 NM-9354）

2. 面材の仕様

項 目		申 請 仕 様
寸 法	厚さ (mm)	12.5 (±0.5)
	幅 (mm)	910、1000 (-3、0)
	長さ (mm)	1820、2420、2730 (0、3)
構成材料	せっこう板 (%W t)	二水せっこう : 96.22 パルプ : 2.13 減水剤 : 0.95 ガラス繊維 : 0.47 はっ水剤 : 0.23
	ガラス繊維不織布 (g/m ²)	片面当たりの質量 : 85
含水率 (%)		3以下
単位面積当たりの質量 (kg/m ²)		13.75±1.37
曲げ破壊強度 (N)		650以上
密度 (g/cm ³)		1.10±0.11
側面形状		スクエアエッジ、ベベルエッジ

3. 軸組の仕様

(単位：mm)

項 目	申 請 仕 様
土 台	建築基準法施行令第3章第3節木造に基づく、断面寸法は105×105以上
柱	建築基準法施行令第3章第3節木造に基づく、断面寸法は105×105以上
桁 (梁)	建築基準法施行令第3章第3節木造に基づく、断面寸法は105×105以上
間柱	27×105以上
中間柱(なかまばしら)* ¹	45×105以上
受材	30×90以上
柱間隔	910、1000
横架材間の内法寸法	2420～2730

(注) *1：中間柱は面材の継ぎ手となる間柱を言う。

4. その他の仕様

(単位：mm)

項 目	申 請 仕 様	
接合方法	面材と軸組等* ²	面材の外周部分はPS4032Wゴウキン* ³ @100以下とし、その他の部分はPS4032Wゴウキン@200以下とする。 また、縁端距離は12mm以上とする。ただし、面材の継ぎ手部でない面材上下両端では20mm以上とする。
	受材と柱、間柱、中間柱	受材は横架材間に@910以下で4本配置し、柱及び中間柱に突き付け2-N75斜め打ち、間柱を切り欠き2-N75平打ち
軸組の仕口		平成12年建設省告示第1460号に基づく

(注) *2：面材は横架材と緊結しない。

なお、面材上端と上部横架材のすき間は210mm以下、面材下端と下部横架材のすき間は100mm以下とする。

*3：PS4032Wゴウキンの仕様は図1による。

構造説明図及びPS4032Wゴウキンの仕様を図1に示す。

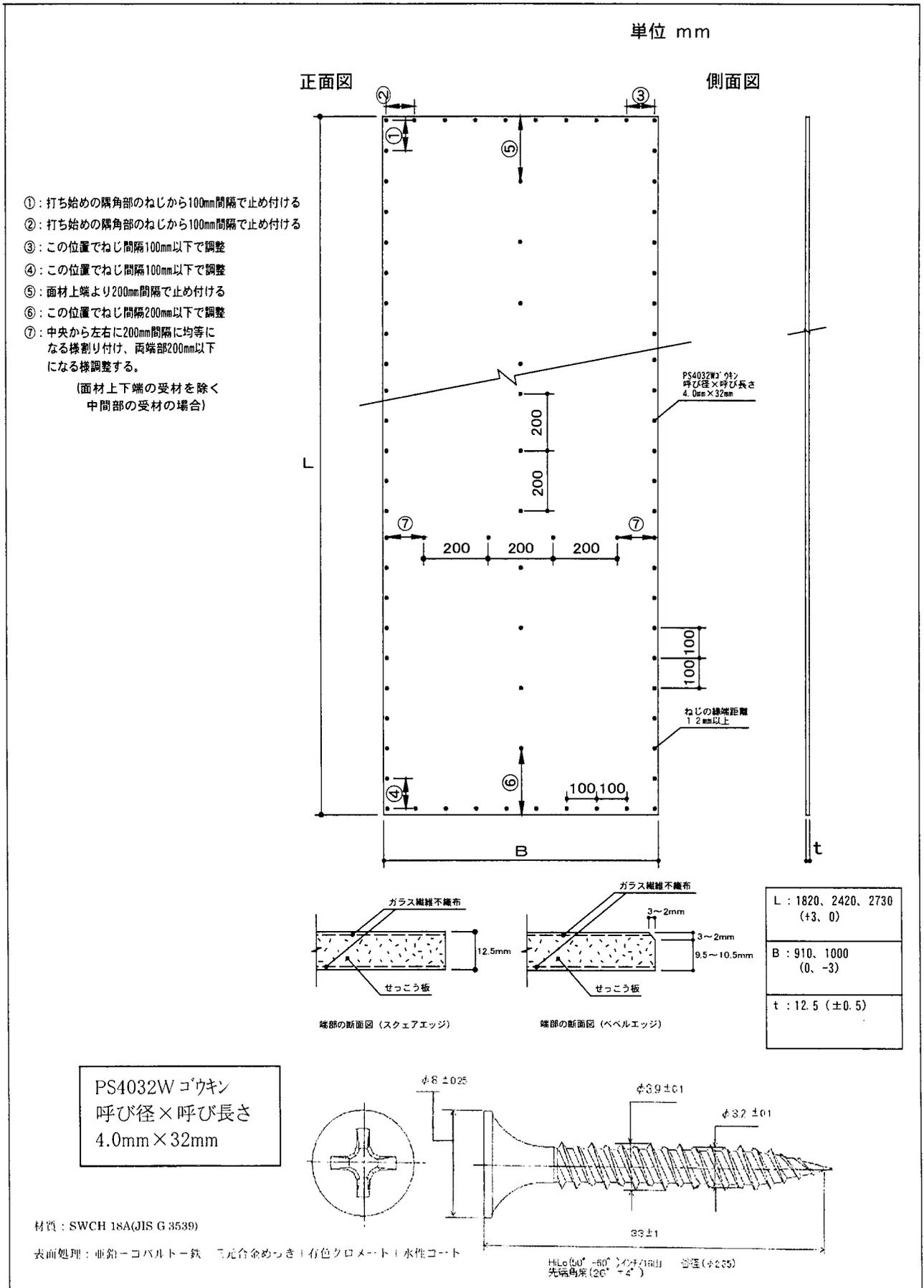


図1 構造説明

6. 耐力壁等の施工仕様の概要

(1) 耐力壁の適用部位

適用部分は、屋内に面する部分又は常時湿潤状態となるおそれのない部分に用いる。

(2) 施工手順

1) 軸組の取り付け

①柱、間柱及び中間柱の取り付け

- ・柱及び中間柱と間柱相互の間隔は 500mm 以内とし、ボルト、座金部は座掘りして埋め込み、面材を張る軸組表面が平滑になるように予め調整施工する。

②受材の止め方

- ・受材は 30×90mm 以上とし、上下方向間隔@910mm以下で配置し、柱及び中間柱に突き付け 2-N75 斜め打ち、間柱を切り欠き 2-N75 平打ちで取り付ける。

③その他

- ・面材の継手となる部分の間柱は 45×105mm 以上の中間柱とする。

2) 面材の切断

面材の切断は、電気鋸又は手挽き鋸、カッターナイフ等で行い、切断面の仕上げは、ヤスリ、サンドペーパー等を用い仕上げる。

3) 面材の取り付け

①面材の取り付けには、PS4032W ゴウキン(呼び径 4.0mm×呼び長さ 32mm)を使用する。

②ねじ相互間隔は、外周部分が 100mm以下、その他の部分を 200mm以下とし、ねじの縁端距離は 12mm 以上とする。ただし、面材の継ぎ手部でない面材上下両端では 20mm 以上とする。
なお、止め付け位置には予め罫書き線を入れておく。

③面材は、柱、間柱、中間柱及び受材に直貼りとする(図 2～図 4 参照)。

④壁高途中で面材を継ぐ場合は、受材に止め付ける(図 3 及び図 4 参照)。

4) 目地

面材の目地部分は突き付けとする。

(3) 施工現場における注意事項

次の施工管理要領は、ガラス繊維不織布入せっこう板を施工する施工業者が現場において遵守する。

1) 現場での管理方法

- ・保管場所は屋内とする。
- ・やむを得ず、屋外に保管する場合は、雨水に触れることを避けるため、必ずビニールシート等により全面を被覆して保管する。
- ・漏水等の水に接触する恐れのある場所には保管しない。
- ・平坦な場所の床上に敷いたパレット等の台上に平積みとする。

2) ガラス繊維不織布入せっこう板の取り付け方法

- ・使用するねじは、PS4032W ゴウキン(呼び径 4.0 mm×呼び長さ 32mm)とする。

- ・インパクトドライバーによる場合、ねじ頭部が板の表面に止まるように打つ。
- ・ねじ止め間隔は外周部分が 100mm 以下、その他の部分が 200mm 以下とする。
- ・ねじの縁端距離は 12mm 以上とする。ただし、面材の継ぎ手部でない面材上下両端では 20mm 以上とする。

3) 施工検査基準

- ・柱、間柱相互の間隔が 500mm 以下となっていること。
- ・ねじ止め間隔は外周部分が 100mm 以下、その他の部分が 200mm 以下であること。
- ・ねじ止めによる面材の割れが無いこと。
- ・ガラス繊維不織布入せっこう板の部分的破損が無いこと。
- ・ガラス繊維不織布入せっこう板の建て込みによる垂直を確認すること。
- ・ガラス繊維不織布入せっこう板の目地部分が突き付けとなっていること。

4) 施工修理基準

- ・ねじ止め間隔が外周部分で 100mm 以下、その他の部分で 200mm 以下になっていない場合は、外周部分を 100mm 以下、その他の部分を 200mm 以下になるようにねじを増し打ちする。

(4) 面材の割付

面材の割付例を図2～図4に示す。

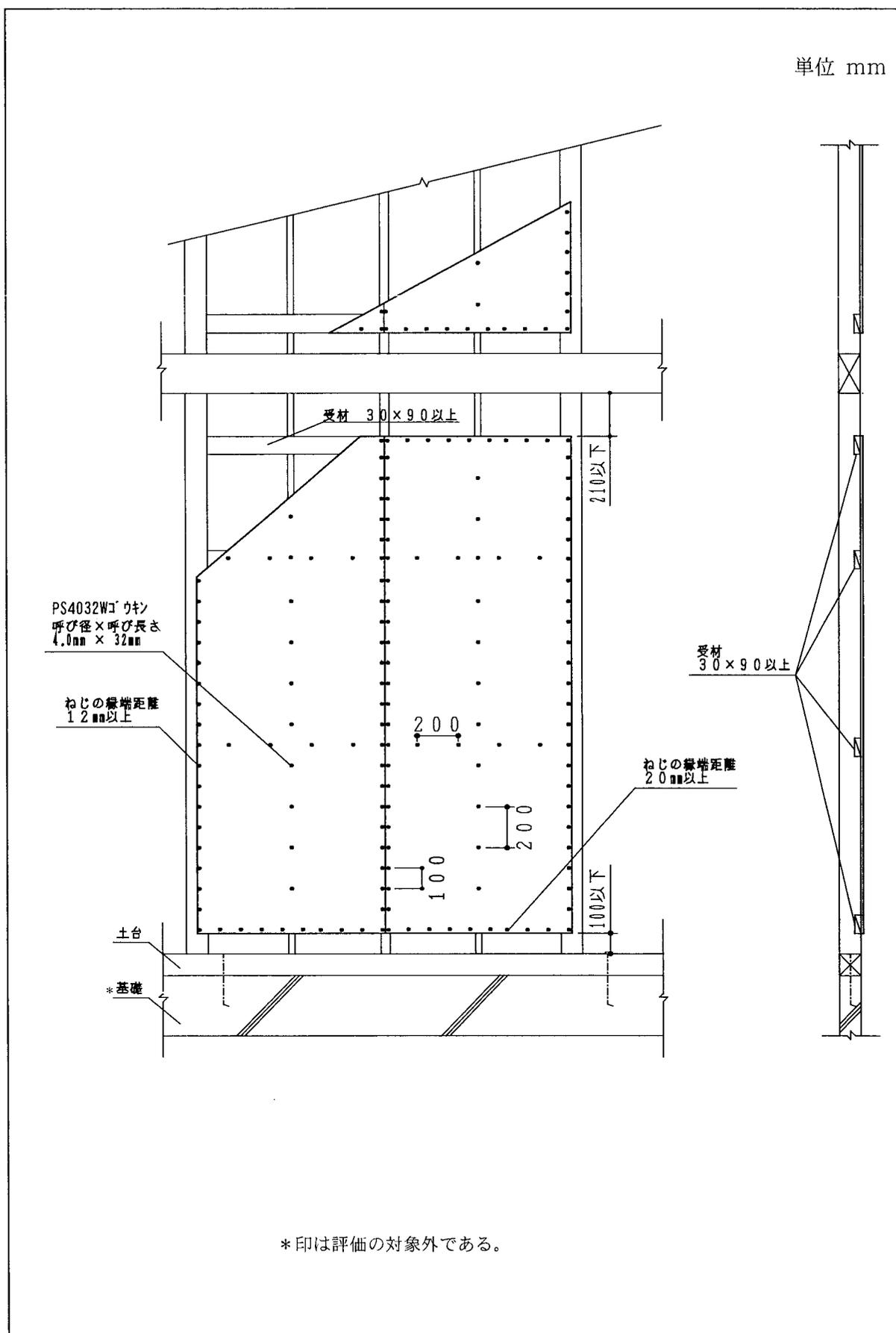


図2 面材の割付例 (2枚張り)

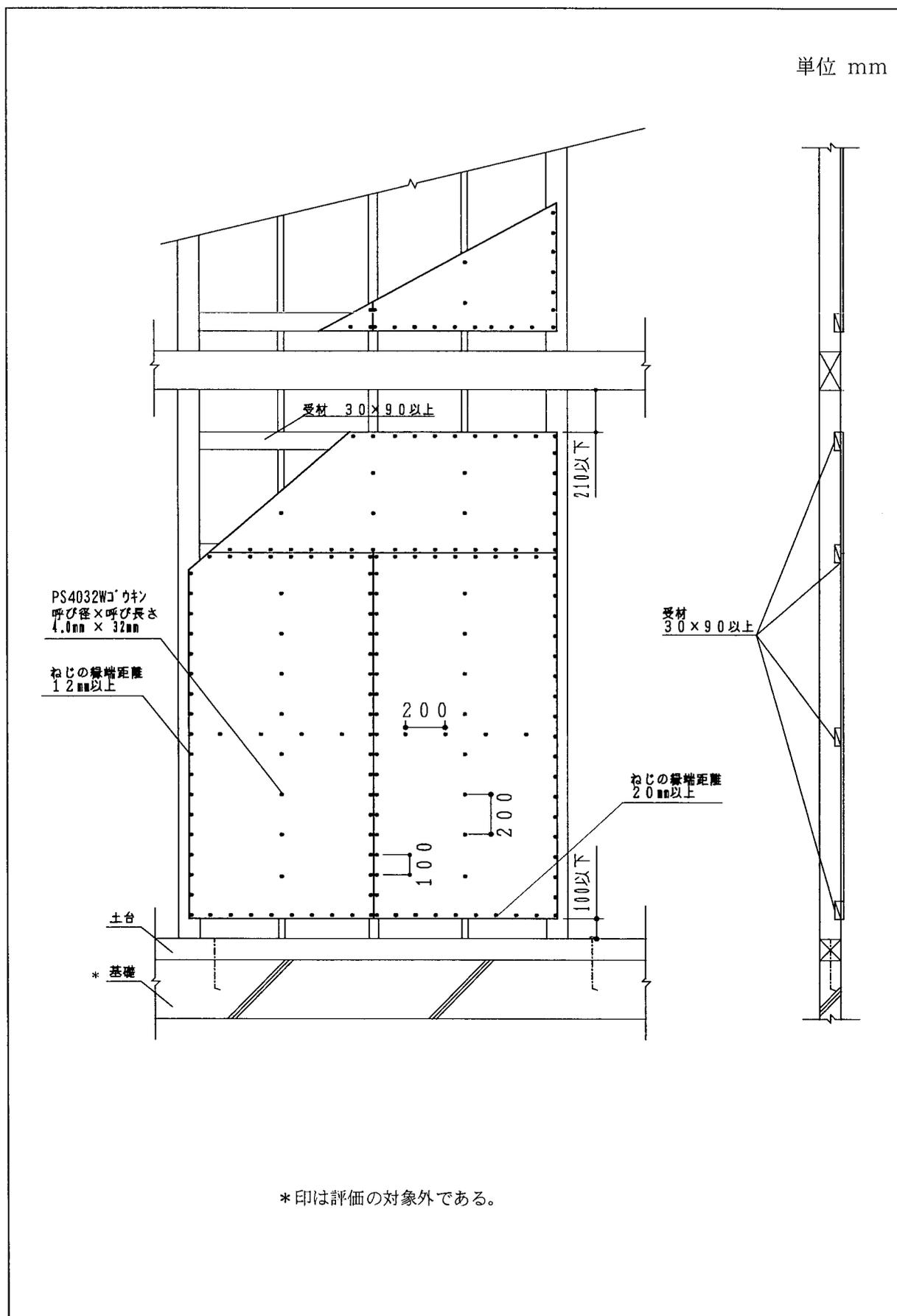
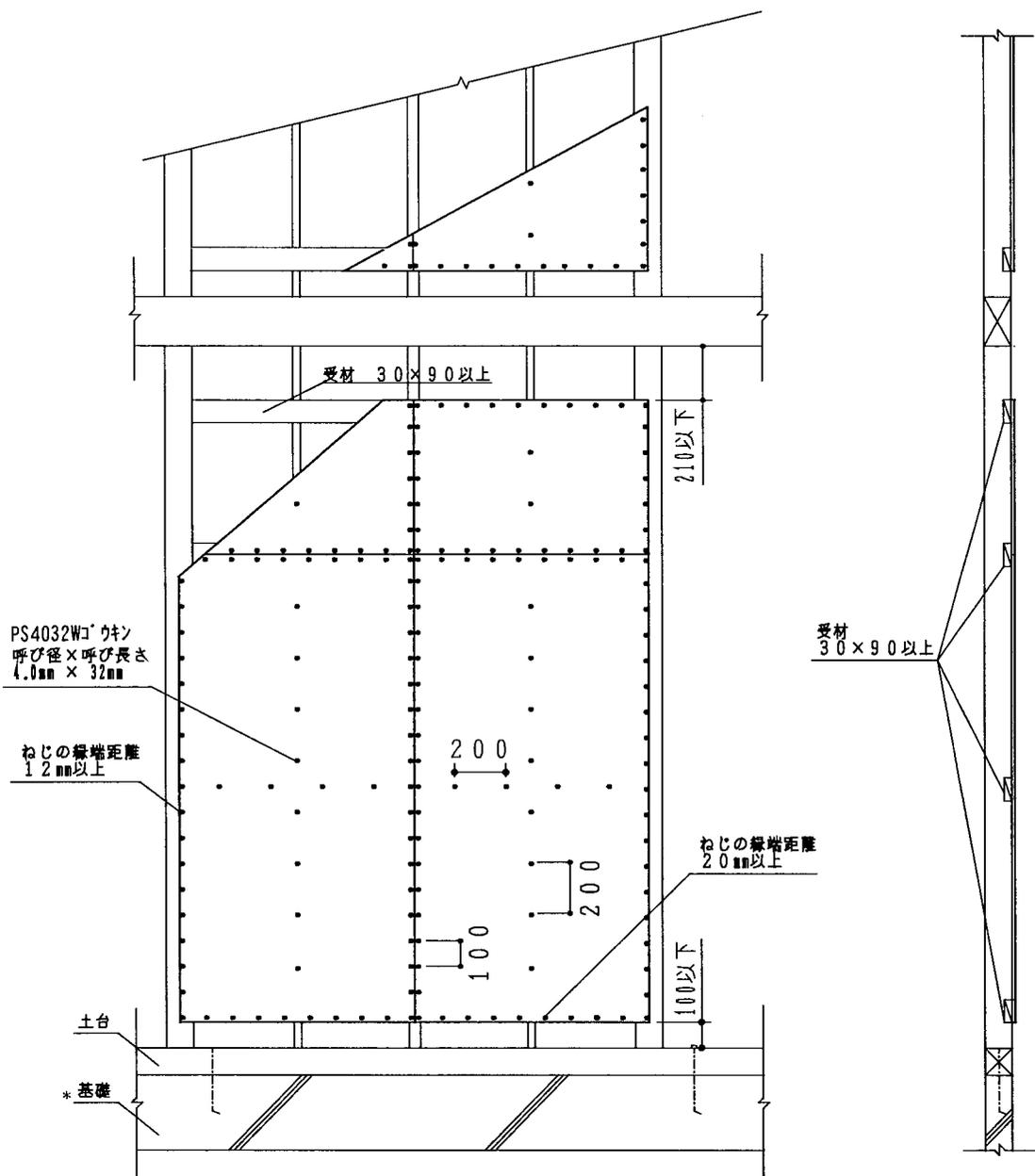


図3 面材の割付例（3枚張り）

単位 mm



*印は評価の対象外である。

図4 面材の割付例 (4枚張り)

7. 他の壁又は筋かいを併用したときの当該耐力壁の倍率の数値

建築基準法施行令第46条第4項表1に掲げる壁若しくは筋かいを併用する場合は、5を限度としてそれぞれの倍率を加算できるものとする。